

宮崎県公報

令和5年12月21日(木曜日) 第 468 号

発 行 **宮 崎 県**

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月·木曜日 購読料(送料共) 1年 44,400円

目	次
---	---

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…… (福祉保健課) 1
○指定居宅サービス事業者の指定…… (長寿介護課) 1
○指定居宅サービス事業の廃止…… (〃) 1
○指定介護予防サービス事業の廃止…… (〃) 2
○保安林の指定予定の通知(4件) (自然環境課) 2
○保安林の指定解除の予定の通知… (〃) 3
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知… (〃) 3

○道路の区域の変更(2件)(道路保全課)3
○道路の供用の開始(2件)(″)4
○道路の占用を制限する区域の指定(″)4
○宅地建物取引業者に対する聴聞(建築住宅課) 4
公 告
○公共測量の実施の通知・・・・・・(管理課) 4
○落札者等の公告・・・・・・・4
公安委員会告示
○宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用
した行政の推進等に関する規程の一部を改正す
る告示5

告示

宮崎県告示第 885号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の 円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶 者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項 においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、 医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のと おり指定した。

令和5年12月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
たきい歯科クリニ ック	日向市塩見 11662番地 1	令和4年5月2日

宮崎県告示第 886号

介護保険法(平成9年法律第 123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。 令和5年12月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業	指 定 居 宅 事		指定居宅	サービス 業 者	指 定	サービスの
所番号	名 称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地	年月日	種類類
4570204802	デイサービスきり ん	宮崎県都城市高崎 町大牟田2110番地 16	合同会社三多香	宮崎県都城市高崎 町大牟田2110番地 16	令和5年11月1日	通所介護
4570302986	通所介護 くしつ の庭	宮崎県延岡市土々 呂町6丁目1776- 2	株式会社企照	宮崎県延岡市平原町2丁目1446番地	令和5年11月1日	通所介護
4570401622	飫肥造林有限会社 プラスケア心	宮崎県日南市酒谷 乙7404番地1	飫肥造林有限会社	宮崎県日南市酒谷 乙7404番地1	令和5年11月1日	訪問介護
4570501181			有限会社小林部品	宮崎県小林市細野 9-7	令和5年11月1日	訪問介護

宮崎県告示第 887号

介護保険法(平成9年法律第 123号)第75条第2項の規定により 、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。 令和5年12月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県公報

介 護 保 険 事 業		サービス 業 所	1	サービス 業 者	廃止	サービスの
所番号	名称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地	年月日	種類
4570204075	570204075 訪問看護ステーション福ちゃん		株式会社アクティ ブフロンティア	鹿児島県志布志市 松山町尾野見 497 番地	令和5年11月1日	訪問看護

宮崎県告示第 888号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和5年12月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業	指 定 介サービン	護 予 防ス 事業 所	指 定 介サービン	護 予 防 ス 事 業 者	廃止	サービスの
所番号	名称	所 在 地	名 称 又 は 氏 名	主たる事務 所の所在地	年月日	種類
4570204075	570204075 訪問看護ステーション福ちゃん		株式会社アクティ ブフロンティア	鹿児島県志布志市 松山町尾野見 497 番地	令和5年11月1日	介護予防訪問看 護

宮崎県告示第 889号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年12月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 延岡市桧山3
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
 - 3 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 890号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年12月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字五ヶ所字原

山14-1から14-6まで、20-3、20-6、字中原山 193-1、 193-3、 193-4

- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりと する。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 891号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年12月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字分城字大山 865-1・878-6 (以上2筆について次の図に示す部分に限る
- 。)、865-2、865-3
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 892号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった

令和5年12月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見立字南平 森上1834、1873 – 3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字南平森上1834・1873-3 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 893号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知 があった。

令和5年12月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 えびの市 (国有林。次の図に示す 部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 894号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の3において準用する同 法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定 施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和5年12月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所 延岡市桧山 3
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備 え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 895号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年12月21日から令和6年1月4日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路	各の	ロタ 4白 スフ	□	BB	新旧	敷地の	延 長
番号	種	類	路線名	区	間	の別	幅 員 (メートル)	(メートル)
	国道		265号	小林市		田	11.3~ 13.5	19.6
				坂394			10.0	
				47地分	しから	新	12.5 ∼	19.6
					[木奈		16. 9	
				佐木同				
				47番 先まで	_			
				ルより	-			

宮崎県告示第 896号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年12月21日から令和6年1月4日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路の	Do vin Az	[Z] HI	新旧	敷地の	延長
番号	種 類	始称石	路線名 区 間		幅 員 (メートル)	(メートル)
16	県道	稲葉崎	延岡市大貫	旧	18.0~	49.0
		平原線	町1丁目29		21.0	
			23番4地先			
			から同市同	新	20.0~	49.0
			町1丁目29		23. 0	
			23番7地先			

宮崎県公報

		まで		

宮崎県告示第 897号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年12月21日から令和6年1月4日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路	各の	政治夕	区	間	供用開始の期日
番号	種	類	路線名		旧	供用開始の朔日
	国道	查	265号	奈佐 坂39 47地 同市 佐木	市須木 木字猫 47番 1 先から 須木奈 同字39 147地	令和5年12月21日
				先ま	で	

宮崎県告示第 898号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年12月21日から令和6年1月4日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路	各の	ロタシウノフ	5	HH	W 11181111 0 111 11
番号	種	類	路線名	区間		供用開始の期日
16	県道		稲葉崎	延岡市	市大貫	令和5年12月21日
			平原線	町17	Г目29	
				23番 4	1地先	
				から同	司市同	
				町1つ	Г目29	
				23番7	7地先	
				まで		

宮崎県告示第 899号

道路法(昭和27年法律第 180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和5年12月21日から令和6年1月4日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	稲葉崎平 原線	延岡市大貫町1丁目2923番4地先から 同市同町1丁目2923番7地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和6年1月5日

宮崎県告示第 900号

宅地建物取引業法(昭和27年法律第 176号)第65条第2項の規定による行政処分について、同法第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、次のとおり公開の聴聞を行う。

令和5年12月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 日時 令和6年1月11日 午後2時
- 2 場所 宮崎市橘通東1丁目9番18号 宮崎県防災庁舎7階県土 整備部会議室
- 3 被聴聞者
- (1) 商号又は名称 しおみつ不動産
- (2) 代表者氏名 塩満 義明
- (3) 主たる事務所の所在地 都城市一万城町27号7番地
- (4) 免許証番号 宮崎県知事(8)第3735号
- (5) 免許年月日 令和4年9月12日

なお、行政手続法(平成5年法律第88号)第17条第1項に規定する関係人が聴聞に参加しようとするときは、知事の所管に属する不利益処分に係る聴聞に関する規則(平成6年宮崎県規則第41号)第4条第1項の規定により、聴聞の期日の5日前までに、聴聞参加許可申請書を宮崎県県土整備部建築住宅課に提出しなければならない

Z .

測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第 14条第1項の規定により、公共測量の実施について、宮崎県日向土 木事務所長から次のとおり通知があった。

令和5年12月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
 - 公共測量(航空レーザ)
- 2 作業地域
 - 宮崎県東臼杵郡椎葉村
- 3 作業期間
 - 令和5年12月1日から令和6年3月25日まで

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

令和5年12月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 特定役務の名称及び数量
 - パーソナルコンピュータ 1,151台
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 宮崎県総合政策部デジタル推進課情報化システム担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日 令和5年12月5日
- 4 落札者の氏名及び住所 株式会社南日本ネットワーク 宮崎市橘通東3丁目6番29号
- 5 落札金額

243,602,040円

6 一般競争入札の公告を行った日 令和5年10月26日

公安委員会告示

宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程の一部を改正する告示をここに公表する。 令和5年12月21日

宮崎県公安委員会委員長 江 藤 利 彦

宮崎県公安委員会告示第 110号

宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程の一部を改正する告示

宮崎県公安委員会等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程(令和3年宮崎県公安委員会告示第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

別表第1 (第2条関係)

XAII (AII AIAIA)				
法令等	規定			
[略]				
自動車の保管場所の確保等に	[略]			
関する法律施行規則(平成3				
年国家公安委員会規則第1号				
)				
[略]				

改正前

別表第2(第4条第2項、第4項関係)

法令等	規定
[略]	
暴力団員による不当な行為の	[略]
防止等に関する法律施行規則	
(平成3年国家公安委員会規	
則第4号)	
[略]	

別表第1 (第2条関係)

法令等	規定			
[略]				
自動車の保管場所の確保等に	[略]			
関する法律施行規則(平成3				
年国家公安委員会規則第1号				
)				
古物営業法施行規則(平成7	第14条の2(古物商が仮設店			
年国家公安委員会規則第10号	舗において古物営業を営む場			
<u>)</u>	合において、その場所の所轄			
	警察署長を経由して提出する			
	ものに限る。)_			
[略]				

改正後

別表第2(第4条第2項、第4項関係)

法令等	規定						
[略]							
暴力団員による不当な行為の	[略]						
防止等に関する法律施行規則							
(平成3年国家公安委員会規							
則第4号)							
古物営業法施行規則(平成7	第14条の2(古物商が仮設店						
年国家公安委員会規則第10号	舗において古物営業を営む場						
<u>)</u>	合において、その場所の所轄						
	警察署長を経由して提出する						
	ものに限る。)						
[略]							

附則

この告示は、令和6年1月4日から施行する。

	令和 5 年 12 月 21 日 (木曜日) 第 468 号	宮	崎	県	公	報
Γ						
l						
l						
l						
l						
l						
l						
l						
l						
l						
l						
l						
l						
l						
l						
l						
l						
l						
l						
l						
l						
l						
l						
l						
l						
l						
l						
l						
l						
l						
l						
l						
l						
l						
l						
l						
l						
l						
l						
l						